

村有土地をご使用いただいている皆様

新島村村有土地の返還方法について

これまで村有土地の返還方法は、更地にして返還のみでしたが、令和3年4月より新たに空き家バンク制度を利用した返還方法が追加されます。

ご自身で管理が出来ず手放したいが更地にするまでは難しいと思っている方、今後利用予定もなく誰かに使ってもらえるなら手放したい方など、新たな利用方法の詳細をお知りになりたい方は、下記までお問い合わせください。

これまでの返還方法

- ① 更地にして返還

これからの返還方法

- ⇒ ① 更地にして返還
② 空き家バンクに登録し、建物の売買成立をもって返還

【空き家バンク制度とは？】

新島村内に空き家、空き地を所有している方が貸したい、売りたい等の希望がある場合、物件情報を登録していただき、新島村ホームページ上で登録物件情報を公開し、新島村へ移住・定住を目的として、空き家、空き地を借りたいまたは購入希望がある島内外の方に提供することにより、定住人口の増加を図ることを目的としてつくられた制度です。

※新たな返還方法を利用する場合

- 建物や土地の状況により、空き家バンク登録ができない場合もございます。その場合は、更地にして返還していただくことになります。
- 空き家バンクは公募制です。
- 空き家バンクに登録されても売買が成立するまでは使用料をご納付いただきます。
- 税、公共料金、使用料等の滞納がある場合登録できません。ただし、建物の売却費を滞納分の支払いに充てる場合は利用可能です。

[問い合わせ先]

東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村役場 企画財政課 財政係
TEL.04992-5-0204 / FAX.04992-5-1304